

平成20年9月1日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

建設工事における資材価格の急激な変動にともなう請負代金額の変更等について

みだしのことについて、最近の鋼材や原油価格の上昇による建設資材の高騰状況を考慮し、工事品質を確保するとともに請負業者の負担軽減を図る観点から、明石市発注の建設工事において明石市工事請負契約約款第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）を適用し、当分の間、下記のとおり運用することといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 単品スライド条項適用の対象とする「主要な工事材料」

「鋼材類」及び「燃料油」

※詳細な対象品目は、国・県の基準により判定します。

2. 請負代金額の変更の考え方

対象となる「主要な工事材料」の価格上昇にともなう増額分のうち、請負者からの請負代金額の変更請求に基づき、請負代金額（※）の1%を超える額を発注者が負担する。

※適用開始日以前に検査済である部分払対象の出来形部分等がある場合、これに相応する請負代金相当額を請負代金額から控除した額とする。

3. 対象となる工事

明石市が発注する建設工事のうち、適用開始日以降に工期の末日を迎える工事及び適用開始日以降に新たに契約を締結する工事

4. 請負代金額の変更手続き

①単品スライド条項適用の可能性があるかどうかについて、事前に工事主管課に確認をする。

②単品スライド条項適用の可能性がある場合は、工期末の2か月前までに、単品スライド条項適用による請負代金額変更協議書を発注者（工事主管課）に提出する。

（提出書類）

- ・ 請負代金額変更協議書
- ・ 請負代金額の変更の対象材料証明書
- ・ 実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類（納品書、請求書、領収書等）

※請求内容を発注者が確認し、証明書類により確認できない場合はスライド条項適用の対象となりません。

- ③発注者（工事主管課）は、②の請求があった日から7日以内に協議開始日（原則として工期末から起算して45日前の日）を請負者に通知する。
- ④協議開始日以降に発注者（工事主管課）と請負者が協議を行い、協議開始日から14日以内に変更請負代金額を決定する。
- ⑤工期末に変更契約締結を行う。

5. 変更請負代金額の算定に用いる単価

○鋼材類：実際に現場に搬入した月の実勢価格

（注）複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均した価格とする。

○燃料油：実際に購入した月の実勢価格

（注1）複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均した価格とする。

（注2）月ごとの購入数量が不明な場合は、工期中の各月の平均数量とする。

6. 変更請負代金額の算定に用いる対象数量

- (1)設計図書に記載された数量
- (2)一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- (3)各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

7. 請負代金の変更額の算定

【鋼材類】{搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} ×対象数量×落札率×105/100
+）【燃料油】{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} ×対象数量×落札率×105/100
-）変更（スライド）前の請負代金額の1%相当額

変更（スライド）額

（注1）鋼材類、燃料油それぞれ個別に変動額を算定し、請負代金額の1%を超える資材のみが変更（スライド）額の計算対象となる。

（注2）請負者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計及び燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

（注3）各材料の価格変動分のみを単品スライド条項適用の対象としており、この変動に連動する共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については変更しない。

8. その他

- (1)適用開始日以前に部分引渡しを終えた工事の部分又は部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項の適用外とする。
- (2)工期末が平成20年11月30日以前である工事についての適用請求は、工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日までに請求があったものに限り適用する。

9. 適用開始日

平成20年9月1日

<参考：明石市工事請負契約約款第25条第5項>

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド条項(明石市工事請負契約約款第25条第5項)適用のイメージ図

対象資材: 鋼材類、燃料油

